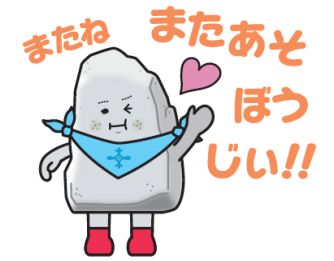


◆ 転出される方へ ◆



太子町マスコットキャラクター
ぼうじい

太子町から他の市区町村へ転出される方は、新しい住所に移った日から14日以内に新住所地の市区町村役場で、転出証明書をご持参の上、転入手続きをしてください。
 ※正当な理由がなくて上記期間に届出をしない方は、住民基本台帳法第52条の規定により、五万円以下の過料に処せられる場合があります。
 ※転出証明書を紛失された方は、町民課戸籍係にて再交付の手続きをしてください。
 ※ご都合により転出を取り止められた場合は、転出証明書と本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）をご持参の上、転出取消の手続きをしてください。
 ※海外へ転出される場合の手続きは各担当課へお問合せください。
 帰国したときは、パスポートを持参の上、転入の手続きをしてください。本籍地又は転出地以外の市区町村に転入される場合は、戸籍謄本・戸籍の附票も必要です。

★下表に該当する方は、手続きが必要ですので、ご注意ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	対象となる方	太子町での手続き(詳しくはお問い合わせください)	担当課	新住所地での手続き
	マイナンバーカード 申請中の方	転出により太子町では交付することができません。		新住所地の担当課でご相談の上、再度申請してください。
	次のカードをお持ちの方 ・住民基本台帳カード ・マイナンバーカード	<ul style="list-style-type: none"> 町外(国内)転出の場合、新住所地の市区町村での転入届出の際に、カードを提示し、暗証番号を入力していただくことで「転出証明書」の提出をせず、転入届ができるよう処理させていただきます。 海外転出の場合、カードは失効します。転出手続きの際にカードをご持参の上、返納手続きをして下さい。マイナンバーカードをお持ちの方は返納手続き後、マイナンバー確認用として返却いたしますので、返却後のカードは大切に保管して下さい。 	町民課(戸籍係) 277-1011	住基カードまたはマイナンバーカード、本人確認書類をご持参の上、転入手続きをしてください。その際、暗証番号の入力が必要です。暗証番号を忘れた場合は、新住所地の担当課で初期化の手続きをしてください。 ※転出証明書等での転入手続きを行う場合は転入届出日から90日以内にカードの更新手続きを行ってください。 ◎特例転入届を受けることができる曜日、時間帯をご確認の上、届出されることをお勧めします。
	印鑑登録者	戸籍係へ印鑑登録証を返却してください。 転出予定日をもって抹消となります。		登録に必要な書類は、新住所地の担当課にお問い合わせください。
	国民健康保険 被保険者	保険証を持参のうえ喪失の届出をしてください。 国民健康保険税の課税は、転出日の属する月の前月まで月割課税です。		改めて加入手続きをしてください。
	高齢期移行・障害者 乳幼児等・母子家庭 等・こども医療 受給者	受給者証を持参のうえ喪失の届出をしてください。	町民課(保険係) 277-1012	新住所地の福祉医療担当課に助成の対象及び申請に必要なものをお問い合わせください。 ※所得等証明書(所得内容及び市町村民税額の表示があるもの)が必要な場合があります。
	後期高齢者医療 被保険者	保険証を持参のうえ、変更・喪失の届出をしてください。		県外へ転出される場合のみ、負担区分等証明証を持参してください。
	国民年金 加入者・受給者	必要な手続きはありません。	町民課 (国民年金係) 277-1012	マイナンバーによる情報連携により原則として手続きは不要です。 老齢・障害・遺族等の厚生年金及び国民年金を受給している方が、受取先を変更する際は手続きが必要です。
	児童手当受給者	児童手当受給事由消滅届を提出してください。		転出予定日の翌日から15日以内に、申請者名義の預金通帳をご持参の上、手続きをしてください。 ※その他の書類が必要な場合がありますので、新住所地の担当課にお問い合わせください。
	特別児童扶養手当 及び児童扶養手当 を受けている方	社会福祉課でご相談ください。 ※転出後の状況によって、転出届や資格喪失届などが必要になることがあります。	社会福祉課 (児童福祉係) 277-1013	手当証書を持参してください。 ※その他の書類が必要な場合がありますので、新住所地の担当課にお問い合わせください。
	保育所・認定こども園 に入所されている方	退所届を提出してください。		引き続き入所される方は、必要書類等について、新住所地の担当課へお問い合わせのうえ、再度申請してください。

◆ 裏面もご覧下さい。

☑	対象となる方	太子町での手続き(詳しくはお問い合わせください)		担当課	新住所地での手続き
	公立の小・中学校に通っている児童・生徒	教育委員会管理課で転校の届出をしてください。現在の学校で転校用の在学証明書及び教科書給与証明書の交付を受けてください。		教育委員会管理課 (学事係) 277-1016	住民票の転入手続き後に、在学証明書等を持参し、新住所地の担当課で手続きをしてください。
	予防接種の予診票を持っている方	予防接種の予診票は転出後は使用できません。各自で必ず破棄してください。		さわやか健康課 (保健衛生係) 276-6630	新住所地の担当課にお問い合わせください。
	妊娠中の方	太子町発行の妊婦健康診査助成券等一式は、転出後は使用できません。各自で必ず破棄してください。			新住所地の担当課にお問い合わせください。 また、出産・子育て応援交付金事業についても担当課にお問い合わせください。
	介護保険	被保険者証をお持ちの方	被保険者証を返却してください。介護保険料が年金から天引きされていた方は、転出時期によって一時的に年金から天引きされますが、後日精算します。	高年介護課 (介護保険係) 276-6715	新住所地の担当課にお問い合わせください。
		認定を受けている方	転出届出後、高年介護課で受給資格証明書の交付を受けてください。負担割合証は返却してください。		新しい住所に移った日から14日以内に受給資格証明書・医療保険証(40歳～64歳の方)をご持参の上、手続きをしてください。お持ちの要介護度は転出先の市区町村に引き継がれます。(有効期間:6ヵ月間)
		住所地特例の適用を受けることになる方	転出先が、介護老人福祉施設等の住所地である方は、そのまま太子町が保険者となります。高年介護課へ異動届を提出いただき資格者証の交付を受けてください。		新しい住所地が確認できれば、太子町から被保険者証を郵送します。
	水道使用者	上下水道料金の精算と給水栓の開栓手続きをしてください。また、使用者が変更になるときも手続きをしてください。		上下水道事業所 277-3241	開栓の手続きをしてください。
	原付自転車等 (太子町のナンバープレートがついた車輻)の所有者	原付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を所有されている方は、本人確認書類・登録票・ナンバープレートを持参し、税務課で廃車の手続きをしてください。		税務課 (住民税係) 277-1014	原付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を引き続き所有される方は、廃車済書・本人確認書類・印鑑等をご持参の上、ナンバープレートの交付を受けてください。 二輪又は四輪の軽自動車を所有されている方は、運輸支局・自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会に登録変更の手続きをしてください。
	太子メモリアルパーク(公共墓園)使用者	生活環境課にて使用許可書を持参のうえ、住所変更届を提出してください。		生活環境課 (環境衛生係) 277-1015	

◆その他◆

① 町・県民税について

町民税や県民税は、その年の1月1日に住んでいる市町村で課税されます。したがって、あなたが1月1日現在、太子町に住所があれば、その後転出をされても、その年の4月1日から始まる年度の町・県民税は、太子町で課税されることになります。詳しくは、税務課(079-277-1014)へお問い合わせください。

② 固定資産税について

固定資産税の納税義務者は、その年の1月1日現在、太子町内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人です。詳しくは、税務課(079-277-1014)へお問い合わせください。

③ 引越ごみ、最終し尿くみ取りについて

※引越ごみは、ごみステーションへ捨てるできません。指龍クリーンセンター(0791-64-8018)へ予約を入れて直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。詳しくは指龍クリーンセンター又は生活環境課(079-277-1015)までお問い合わせください。

なお、最終し尿くみ取りが必要な方は、たつの衛生公社(0791-63-3312)へ直接ご依頼ください。

